

# 令和 5・6 年度 測量・建設コンサルタント業務等 入札参加資格申請要領

## 1 資格審査

熊野町が令和 5・6 年度に発注する測量・建設コンサルタント業務等の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査（以下、「資格審査」という。）を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。

## 2 資格審査申請書等の提出先及び提出期間

**※ 原則電子申請とします。ただし、県内業者に限り、書面申請もできます。**

(1)電子申請（広島県と県内市町が共同運営する「電子入札等システム」による。）

申請者の区分	提出先	提出期間・受付期間
県内業者 (登録簿上の本店を 県内に有する者)  県外業者 (登録簿上の本店を 県外に有する者)	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ 〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52 (TEL 082-513-3841)	【システム受付期間】 令和 4 年 11 月 1 日(火) 令和 4 年 11 月 18 日(金)  【書類送付期限】 令和 4 年 11 月 25 日(金)

**※ 電子申請の場合、熊野町に提出する独自書類はありません。**

**※ 広島県の調達情報ホームページ**

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

(2)書面申請

申請者の区分	提出先	提出期間・受付期間
県内業者	熊野町役場財務課 〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号 (TEL 082-820-5632)	令和 4 年 11 月 1 日(火) 令和 4 年 11 月 18 日(金)  午前 8:30~12:00 午後 1:00~5:15  (土・日・祝祭日を除く)

**※ 書面申請の場合、提出書類は別表第 2 によること。(別表に掲げる書類を一覧表の順に添付し、A4 版のファイルに綴じて提出すること。ファイルの背表紙下部に会社名を記載すること。)**

**※ 令和 5 年 4 月 1 日以降は、随時受付を行います。**

### 3 申請資格

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- ウ 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- エ 「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者
- オ 直近2年間に於いて、資格審査を申請する希望業務分野（測量、建築コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について業務を行った実績（年間平均実績高）がない者
- カ 資格審査の申請を行うときに熊野町の町税、消費税及び地方消費税のいずれかに滞納がある者
- キ 資格審査の申請において重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者（過去に虚偽の申請を行い、広島県の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。）
- ク 次の①から③までに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）
  - ①雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
  - ②健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ③厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

### 4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

資格の取消しを受けた者は、令和5年度及び令和6年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、令和7年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和5年度及び令和6年度中に熊野町が発注する委託業務において再委託を受けることはできません。また、令和7年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、熊野町が発注する業務において再委託を受けることはできません。

### 5 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和7年5月31日までとします。ただし、この資格は、有効期間以降においてもその年度における資格が認定されるまでは有効とします。

また、有効期間の始期については、令和5年6月1日を予定しています。

なお、有効期間内であっても、3のイ～エの登録の取消し等により登録が無くなった場合は、当該部門の入札参加資格は失効します。

別表第1

業務部門	業務分野	
測量	1	測量一般
	2	地図の調整
	3	航空測量
建築関係建設コンサルタント	4	建築一般
	5	意匠
	6	構造
	7	暖冷房
	8	衛生
	9	電気
	10	建築積算
	11	機械設備積算
	12	電気設備積算
	13	調査
地質調査	14	地質調査
補償関係コンサルタント	15	土地調査
	16	土地評価
	17	物件
	18	機械工作物
	19	営業・特殊補償
	20	事業損失
	21	補償関連
	22	総合補償
土木関係建設コンサルタント	23	河川・砂防及び海岸・海洋
	24	港湾及び空港
	25	電力土木
	26	道路
	27	鉄道
	28	上水道及び工業用水道
	29	下水道
	30	農業土木
	31	森林土木
	32	水産土木
	33	廃棄物
	34	造園
	35	都市計画及び地方計画
	36	地質
	37	土質及び基礎
	38	鋼構造及びコンクリート
	39	トンネル
	40	施工計画・施工設備及び積算
	41	建設環境
	42	機械
43	電気電子	
その他	44	不動産鑑定
	45	登記手続等
	46	その他

## 別表第2

添付書類	様式番号
1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	様式第1号
2 測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し	
3 営業所一覧表	様式第2号
4 有資格技術職員名簿	様式第3号
5 希望業務実績調書	様式第4号
6 熊野町税の納税証明書（熊野町税に滞納のない証明書）（熊野町住民生活部税務住民課にて発行。熊野町税が課税されていない場合は提出不要。）	
7 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	
8 法人……直前一年の事業年度についての、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人……直前一年の事業年度についての、貸借対照表及び損益計算書	
9 法人……登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	
10 誓約書	様式第5号
11 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）	様式第6号
12 健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く）	
13 申出書	様式第7号

注1 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。また、第13項に定める書類については社会保険等に加入義務がない者又は適法に他の保険に加入している者が提出するものとする。

2 第2項に定める書類のうち各証明書、第6項、第7項及び第9項に定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

3 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、第5項、第8項及び第9項に定める書類については提出を省略することができる。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。

4 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第8項にかかわらず、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。

5 第3項に定める書類については、定めた項目のすべてについて記載されているものであれば、

申請者が独自に作成したもので代えることができる。

6 受領書が必要な者は、返信はがき等を必ず提出、又は同封すること。

## 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

令和5・6年度において、熊野町で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

熊 野 町 長 様

郵便番号

フリガナ

住 所

フリガナ

商号又は名称

代 表 者 (役職)

フリガナ

(氏名)

実印

フリガナ

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

FAX番号

ホームページURL

県内営業所の有無

(県内に営業所がある場合は「1」を記入し、ない場合は記入しないでください。)

様式第1号の2 (測量・建設コンサルタント等)

希望業務の内容	分野	測量	建築関係建設コンサルタント							地質調査	補償関係コンサルタント					土木関係建設コンサルタント																														
希望業務	部門	測量一般	地図の調整	航空測量	建築一般	意匠	構造	暖冷房	衛生	電気	建築積算	機械設備積算	電気設備積算	調査	地質調査	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	河川・砂防及び	海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業	下水道	農産土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び	地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及び	コンクリート	トンネル			

土木関係				その他			
施工計画・施工	設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	不動産鑑定	登記手続等	その他

その他業務の具体的内容 (希望業務)	
1	
2	
3	
4	
5	

法令等の登録等の有無								
測量業者	建築士事務所	地質調査業者	補償コンサルタント	建設コンサルタント	不動産鑑定業者	土地家屋調査士	司法書士	計量証明事業者

※「希望業務の内容」は、希望する部門の下欄に「1」を記入してください。

※「法令等の登録等の有無」、「補償関係コンサルタント登録業者の登録部門内容」及び「建設コンサルタント登録業者の登録部門内容」については、登録等がある区分の下欄に「1」を記入してください。

※ 希望業務「その他」を希望した場合のみ、その内容を5項目以内で簡単に記入してください。

登録等を受けている事業一覧

※今回希望する分野・部門に関する事業以外のは記入しないでください。

※複数の登録がある場合には、最新のものの登録年月日を記入してください。

登録事業者	登録番号	元	登録年月日			登録事業者	登録番号	元	登録年月日			登録事業者	登録番号	元	登録年月日		
測量業者	第 号		年	月	日	建築士事務所	第 号		年	月	日	地質調査業者	第 号		年	月	日
補償コンサルタント	第 号		年	月	日	建設コンサルタント	第 号		年	月	日	不動産鑑定業者	第 号		年	月	日
土地家屋調査士	第 号		年	月	日	司法書士	第 号		年	月	日	計量証明事業者	第 号		年	月	日

補償関係コンサルタント登録業者の登録部門内容							
土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償

建設コンサルタント登録業者の登録部門内容																									
河川・砂防	及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業	下水道	農産土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び	地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及び	コンクリート	トンネル	施工計画・施工	設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	

※登録年月日の元号は、「明治→1、大正→2、昭和→3、平成→4、令和→5」で記入してください。

(例) 昭和30年5月10日の場合、「330年05月10日」と記入してください。



様式第1号の3（測量・建設コンサルタント等）

希望業務実績高	①競争参加資格希望業務区分	② 直 前 2 年 度 分 決 算		③ 直 前 1 年 度 分 決 算		④直前2か年間の年間平均実績高 (千円)
		年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	
	測量					
	建築関係建設コンサルタント業務					
	地質調査業務					
	補償関係コンサルタント業務					
	土木関係建設コンサルタント業務					
	その他（上記5業務以外）					
	合 計					

※1 ②から④の金額はいずれも消費税及び地方消費税を含まない額を記入してください。②・③は千円未満を切捨ててください。④は②・③をもとに四捨五入して記入してください。  
2 「希望業務等実績高」には、測量・建設コンサルタント業務以外の業務（建設業を兼業している場合は、その完成工事高等）の実績高は記入しないでください。

	区 分	直前決算時（千円）
自己資本額	①（うち外国資本） 株主資本金	( )
	② 評価・換算差額等	
	③ 新株予約権	
	④ 計	
	⑤ 計（P）	

※①～④は千円未満を切捨ててください。

損益計算書	税引前当期利益（千円）（S）	
貸借対照表	① 流動資産（千円）（M）	
	② 流動負債（千円）（N）	
	③ 固定資産（千円）（Q）	
	④ 総資本額（千円）（R）	

※千円未満を切捨ててください。

経営比率	① 総資本純利益率（ $S/R \times 100$ ）		（%）
	② 流動比率（ $M/N \times 100$ ）		（%）
	③ 自己資本固定比率（ $P/Q \times 100$ ）		（%）

※1 ①～③は小数点第2位を四捨五入して記入してください。

2 ①～③の比率が9999.9以上の場合は9999.9と、-999.9以下の場合は-999.9と記入してください。

外資状況	1 外国籍会社 [国名： ]	
	2 日本国籍会社 [国名： ] (比率： %)	
	3 日本国籍会社 [国名： ] (比率： %)	
	[国名： ] (比率： %)	

※ 1若しくは2に該当するとき又は3で比率の合計が  50パーセント以上のときは、「1」を設定してください。

営業年数等	① 創 業	年 月 日
	② 休業又は転（廃）業の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	③ 現 組 織 へ の 変 更	年 月 日
	④ 営 業 年 数	(年)

※申請日時点の営業年数（1年未満は切捨て）を記入してください。

様式1号の4 (測量・建設コンサルタント等)

常勤職員の数 (人)		① 技術職員			② 事務職員			③ その他職員			④ 計 (=①+②+③)			⑤ 役職員等		
有 資 格 者 数	技 術 士	841	842	137	238	062	113	101	202	222	241	342	243	①横計		
		構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	一級土木施 工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定 士	不動産鑑定 士補	土地家屋調 査士			
	技 術 士	244	301											②横計		
		司法書士	建築積算士 (建築積算資格者)													
	技 術 士	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	③横計		
		機械部門 (※)	機械部門 (その他)	電気電子 部 門	建設部門 (土質及び基礎)	建設部門(鋼構 造及びコンクリート)	建設部門 (都市及び地方計画)	建設部門(河川・ 砂防及び海岸・海洋)	建設部門 (港湾及び空港)	建設部門 (電力土木)	建設部門 (道路)	建設部門 (鉄道)	建設部門 (トンネル)			
	技 術 士	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	④横計		
		建設部門(施工計画 施工設備及び積算)	建設部門 (建設環境)	農業部門 (農業土木)	森林部門 (森林土木)	水産部門 (水産土木)	情報工学部 門	応用理学部門 (地 質)	応用理学部門 (その他)	上下水道部門(上水道 及び工業用水道)	上下水道部門 (下水道)	上下水道部門 (水道環境)	その他の 部門			
	R C M	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	⑤横計		
		河川・砂防及 び海岸・海洋	港湾及び空 港	電力土木	道 路	鉄 道	造 園	都市計画及 び地方計画	地 質	土質及び基 礎	鋼構造及び コンクリート	トンネル	施工計画、施工 設備及び積算			
	R C M	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722			⑥横計		
		建設環境・	上水道及び 工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	機 械	電気電子	水産土木	廃棄物	建設情報					
	技 術 士	245	346	247	258	223	224	248	251	302	001	002	003	⑦横計		
		公認会計士	会計士補	税理士	第一種電気 主任技術者	第一種伝送交 換主任技術者	線路主任技 術者	中小企業診 断士	地質調査技 士	土地区画 整理士	建設コンサル タント 業務実務経験者	用地調査等業 務実務経験者	公共用地取得 実務経験者			
縦 計													①～⑦の計			

※⑤の役職員等は、内数で記入してください。

注 1 技術士の機械部門(※)は、選択科目「機械設計」、「流体力学」又は「交通・物流機械及び建設機械」を指します。

2 技術士の総合技術監理部門については、上記各部門の選択科目(記載のない部門はすべての選択科目)の有資格者数に加えて記入してください。

様式第2号(測量・建設コンサルタント等)

## 営 業 所 一 覧 表

番号	営業所名称	郵便番号	所 在 地	電話・FAX番号

記載要領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 3 「電話番号・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「一(ハイフン)」で区切ること。





## 誓 約 書

私は下記の事項について誓約します。

### 記

#### 1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、町が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

#### 2 社会保険等の加入について

- 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行します。
- 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行します。
- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。

- ・上記1に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。
- ・過失により上記2に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。

令和 年 月 日

熊野町長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

# 委任状

令和 年 月 日

熊野町長 様

委任者 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

私は、下記の者を代理人と定め、令和 年 月 日から  
令和7年5月31日まで貴町を相手方とする一切の契約について  
次の権限を委任します。

## 記

受任者 住 所

商号又は名称

氏 名

### （委任事項）

- 1 業務委託の入札及び見積の件
- 2 業務委託契約の締結の件
- 3 業務代金の請求及び受領の件
- 4 復代理人選任の件
- 5 その他業務遂行に関する一切の件

## 申 出 書

次の理由により、社会保険・厚生年金保険・雇用保険の届出義務のないことを申出します。

- （社会保険及び厚生年金保険）
- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
  - 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
  - その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）  
令和 年 月 日、関係機関（\_\_\_\_\_年金事務所\_\_\_\_\_課）に問い合わせを行い、  
判断しました。

- （雇用保険）
- 役員だけの法人であるため。
  - その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）  
令和 年 月 日、関係機関（ハローワーク\_\_\_\_\_課）に問い合わせを行い、  
判断しました。

令和 年 月 日

熊野町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者指名

印